

令和5年度「インターネット利用等に関する調査」結果

鹿児島県教育庁高校教育課

- 調査時期 令和5年7～9月
- 調査対象 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の全児童生徒。
※ 「保護者対象」、「調査なし」、「児童生徒対象」の3年間のサイクルで実施。
- 対象校数 789校（小学校479校、中学校203校、義務教育学校10校、高等学校68校、特別支援学校16校）
- 回答者数 139,426人（小学校75,742人、中学校36,222人、高等学校25,113人、特別支援学校2,349人）
- 調査方法 県教委が作成した無記名アンケート（1人1台端末による回答）

【参考】

[令和3年度調査]

- 調査時期 令和3年7～9月
- 調査対象 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の保護者。
- 回答者数 136,611人

[令和2年度調査]

- 調査時期 令和2年7～9月
- 調査対象 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒。
- 回答者数 151,926人

I 児童生徒に対する調査

1 児童生徒が自由に利用できるインターネット接続機器の所持率（％）

ここでいうインターネット接続機器とは、携帯電話(スマートフォンを含む)、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等、インターネットに接続できる機器のうち児童生徒が自由に使えるものを指す。

※ 全回答者数に対する割合

	令和5年	令和3年	令和2年
調査対象	児童生徒	保護者	児童生徒
小学校	79.5	35.6	42.0
中学校	94.8	66.6	75.1
高等学校	98.6	98.3	98.8
特別支援学校	68.1	38.0	40.2

※ 令和3年以前は「自分専用の接続機器」として回答した者の割合。

- 小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるにつれて、自分専用の機器の所持率が増加している。高等学校では、ほぼ全員（98.6％）が自分専用の機器を所持している。
- 携帯電話以外のゲーム機をはじめとするインターネット接続機器の購入前や、家族で共用するインターネット接続機器を使用させる場合には、利用する内容や利用の在り方を家庭内で十分話し合うことが必要である。

2 児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）の利用について

(1) 自分専用の携帯電話(スマートフォンを含む)の所持率 (%)

※ 全回答者数に対する割合

		令和5年	令和3年		令和2年	
調査対象		児童生徒	保護者		児童生徒	
小学校	従来型携帯電話	29.0	5.5	16.2	8.1	18.4
	スマートフォン		10.7		10.3	
中学校	従来型携帯電話	67.4	3.9	48.0	8.8	53.0
	スマートフォン		44.1		44.2	
高等学校	従来型携帯電話	98.1	1.7	97.7	2.3	98.0
	スマートフォン		96.0		95.7	
特別支援学校	従来型携帯電話	30.2	2.1	23.6	2.9	23.3
	スマートフォン		21.5		20.4	

- いずれの学校種においても、スマートフォンを含めた携帯電話の所持率が増加している。
- 中学校は約7割の生徒が、高等学校ではほぼ全員が、自分専用の携帯電話を所持している。
- 引き続き、家庭と学校が連携し、児童生徒に正しい利用方法について考えさせることが必要である。

(2) 自分専用の携帯電話(スマートフォンを含む)のフィルタリング設定率 (%)

※ 自分専用の携帯電話所持者のうち、フィルタリングを設定している者

	令和5年	令和3年	令和2年
調査対象	児童生徒	保護者	児童生徒
小学校	71.0	87.7	90.5
中学校	74.3	87.5	87.3
高等学校	80.2	89.2	86.3
特別支援学校	81.7	89.1	84.2

- フィルタリングの設定率が著しく低下している。様々な情報技術やインターネットを利用したサービス等が増えていく中で、保護者に情報モラルや情報セキュリティに関する最新の情報を提供していく必要があるため、各学校での保護者に対する研修会や児童生徒に対する継続した取組などの実施について、引き続き、PTAとも連携しながら、児童生徒と保護者に対する啓発に取り組んでいく。
- 児童生徒が使用する端末を保護者名で契約する場合にフィルタリングがあたらない場合が考えられる。使用者を確認して確実にフィルタリングを設定するように啓発していく必要がある。
- 学習で使用するGIGA端末などは、教育委員会がフィルタリングを設定しているが、自分専用の携帯電話については、保護者の責任においてフィルタリングを設定する必要があることを強調して啓発していく必要がある。

3 インターネット接続機器の利用に関する家庭内ルールについて

(1) 家庭内ルールの設定率 (%)

※ インターネット接続機器所持者のうち、家庭内ルール設定がある者

	令和5年	令和3年	令和2年
調査対象	児童生徒	保護者	児童生徒
小学校	76.1	88.5	81.0
中学校	68.6	84.9	67.1
高等学校	52.9	73.4	50.5
特別支援学校	69.4	77.2	69.0

- 児童生徒に対する調査と保護者に対する調査との間に大きな差が見られる。これは、保護者は「家庭内ルール」として設定しているものの児童生徒は設定されたルールを認識していないことなどが理由の一つとして考えられる。このため、保護者と児童生徒が家庭内ルールを十分に話し合い、お互いが納得した上で具体的な項目を設定することや、児童生徒の発達段階に合わせたルールの見直し等、運用の工夫を紹介することにより、引き続き、児童生徒と保護者に対する啓発を継続していくことが必要である。
- 令和2年児童生徒に対する調査と比較すると、小学校を除き、家庭内ルールの設定率は増加傾向にある。小学校においては、低学年の児童を含め、自分専用の接続機器（ゲーム機等含む）を持ちながら、家庭でのルール設定がない場合が予想される。メディア利用を含めたルールづくりを小学校段階から進めていく必要がある。

(参考1) 家庭内ルールの例

- スマホなどのメディアの利用時間、利用サイト、料金を決める。
- 知らない人とのやりとり（メッセージ、写真）はしない。
- 自他共に個人を特定されるような情報・写真（SNSのID等の連絡先、氏名、住所、学校名など）は絶対アップしない。
- 困ったときは、すぐに親や学校等に連絡する。

(参考2) 学校ネットパトロール事業

- 学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し、学校等へ情報を提供するとともに、家庭や関係機関等と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図っている。

(参考3) 情報モラルの指導（鹿児島県総合教育センター）

<URL><http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/jyouhoukyou/moral/top.html>

(参考4) 相談窓口

- 鹿児島地方法務局 電話 099-259-0680
- 法務省人権相談窓口 https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- ネットいじめ被害やサイバー犯罪被害に関すること
鹿児島県警ヤングテレホン 電話 099-252-7867
鹿児島県警ヤングメール kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
- インターネット上の誹謗中傷等への対応
警察庁 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html>
- 性犯罪被害（リベンジポルノを含む）に関すること
性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER) 電話 099-239-8787
- かごしま教育ホットライン 電話 0120-783-574
- かごしま子供 SNS 相談・通報窓口 電話 099-294-2200

(2) 家庭内ルールの内容 (%)

※ 家庭内ルール設定者に対する割合 (複数回答)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
使用時間の制限	R 5 (児童生徒)	80.8	70.1	46.2	74.2
	R 3 (保護者)	77.2	67.9	45.4	69.7
	R 2 (児童生徒)	79.3	67.4	42.2	71.4
使用する場面を決めている	R 5 (児童生徒)	56.9	52.5	47.4	65.7
	R 3 (保護者)	63.1	56.9	52.8	63.2
	R 2 (児童生徒)	64.6	58.0	49.7	67.1
利用マナーを決めている	R 5 (児童生徒)	41.6	58.9	63.4	32.6
	R 3 (保護者)	32.7	57.7	73.3	32.1
	R 2 (児童生徒)	37.3	60	61.7	31.4
保管場所を決めている	R 5 (児童生徒)	33.2	18.9	11.7	38.0
	R 3 (保護者)	38.2	35.4	17.1	37.8
	R 2 (児童生徒)	39.5	23.6	13.8	35.9
保護者が接続記録を確認する	R 5 (児童生徒)	22.8	13.7	5.9	23.2
	R 3 (保護者)	31.8	29.9	8.9	30.2
	R 2 (児童生徒)	27.6	16.7	5.8	23.2
接続先を制限している	R 5 (児童生徒)	19.9	10.0	4.6	18.4
	R 3 (保護者)	25.5	23.3	10.6	24.2
	R 2 (児童生徒)	23.0	13.8	5.1	18.4
毎月の料金の制限	R 5 (児童生徒)	6.2	8.5	13.1	6.6
	R 3 (保護者)	5.3	11.0	21.8	8.6
	R 2 (児童生徒)	6.1	10.0	16.3	9.4

- すべての学校種において、「使用時間の制限」が増加している。一番取り組みやすい内容であり、管理アプリを使って設定することもできる。物理的に制限することと合わせて、自主、自律的に取り組めるよう継続して啓発していく必要がある。
- 「利用マナーを決めている」が増加してきている。SNS等の利用の仕方について、多くのメディアで取り上げられるようになった。命に関わる事案を含め、関心も高い。児童生徒が保護者と情報共有することで、家庭のルール設定につながるよう助言していく。
- 児童生徒が主体的にルールを守るようにするためには、親子で十分話し合い、お互いに納得した上でルールを設定することが望ましい。各学校等において、家庭内ルールの内容や必要性をリーフレット等の資料を活用して、学年・学級PTA、家庭教育学級等で直接、児童生徒や保護者に啓発していくことが必要である。
また、制限をするルール作成と合わせて、自律的な活用を促すルールの作成も大切である。家庭におけるルールのあるなしに関わらず、正しい利用ができるよう情報モラル教育を並行して行う必要がある。

4 学校以外でのインターネット利用について

(1) 最も長い時間利用している内容

※ 学校以外利用者数に対する割合

順	小 学 校					
	令和5年度（児童生徒）		令和3年度（保護者）		令和2年度（児童生徒）	
	内容	%	内容	%	内容	%
1	ゲーム	36.4	音楽、画像、動画の閲覧	45.4	音楽、画像、動画の閲覧	34.8
2	音楽、画像、動画の閲覧	35.3	ゲーム	28.8	ゲーム	28.4
3	学習活動	12.4	学習活動	10.6	学習活動	8.8
4	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	9.4	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	4.2	メール（Eメール、ショートメールのみ）	7.6
5	メール（Eメール、ショートメールのみ）	3.2	メール（Eメール、ショートメールのみ）	1.5	買い物やチケットの予約等	4.9
6	買い物やチケットの予約等	0.6	買い物やチケットの予約等	0.2	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	4.5

順	中 学 校					
	令和5年度（児童生徒）		令和3年度（保護者）		令和2年度（児童生徒）	
	内容	%	内容	%	内容	%
1	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	32.6	音楽、画像、動画の閲覧	42.3	音楽、画像、動画の閲覧	26.5
2	音楽、画像、動画の閲覧	29.8	ゲーム	22.2	ゲーム	25.2
3	ゲーム	25.4	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	16.2	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	18.6
4	学習活動	7.0	学習活動	12.3	メール（Eメール、ショートメールのみ）	12.1
5	メール（Eメール、ショートメールのみ）	3.6	メール（Eメール、ショートメールのみ）	2.3	買い物やチケットの予約等	7.9
6	買い物やチケットの予約等	0.2	買い物やチケットの予約等	0.4	学習活動	6.2

順	高 等 学 校					
	令和5年度（児童生徒）		令和3年度（保護者）		令和2年度（児童生徒）	
	内容	%	内容	%	内容	%
1	音楽、画像、動画の閲覧	39.4	音楽、画像、動画の閲覧	41.1	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	32.4
2	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	37.6	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	27.7	音楽、画像、動画の閲覧	30.8
3	ゲーム	15.1	ゲーム	16.9	ゲーム	21.5
4	学習活動	5.3	学習活動	9.8	メール（Eメール、ショートメールのみ）	7.7
5	メール（Eメール、ショートメールのみ）	2.0	メール（Eメール、ショートメールのみ）	2.4	学習活動	3.2
6	買い物やチケットの予約等	0.4	買い物やチケットの予約等	0.2	買い物やチケットの予約等	2.5

順	特 別 支 援 学 校					
	令和5年度（児童生徒）		令和3年度（保護者）		令和2年度（児童生徒）	
	内容	%	内容	%	内容	%
1	音楽、画像、動画の閲覧	64.6	音楽、画像、動画の閲覧	54.2	音楽、画像、動画の閲覧	42.2
2	ゲーム	21.9	ゲーム	14.6	ゲーム	16.1
3	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	8.6	学習活動	4.6	学習活動	5.7
4	学習活動	5.9	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	3.7	SNS などでのコミュニケーション（LINE等）	4.2
5	メール（Eメール、ショートメールのみ）	0.7	メール（Eメール、ショートメールのみ）	0.7	メール（Eメール、ショートメールのみ）	3.6
6	買い物やチケットの予約等	0.1	買い物やチケットの予約等	0.1	買い物やチケットの予約等	1.5

- 小学校においては「ゲーム」、中学校においては「SNSサイト」、高等学校、特別支援学校では「音楽、画像、動画の閲覧」と、それぞれの学校種で特徴が出ている。一番多い利用とその次に多い利用は僅差であり、特別支援学校の「音楽、画像、動画の閲覧」は突出している。
- 「学習活動」に利用した時間は、令和2年度の児童生徒調査と比較すると、ポイントが上昇している。GIGAスクール構想の推進によって、各家庭へ1人1台端末を持ち帰り、活用することが広がったことで、インターネットを学習に端末利用するという意識ができてきた。
- インターネットの利用については、児童生徒の健康面に十分留意した上で、学習活動における適切な利用が進むよう啓発を進めることが必要である。

(2) 平日の平均利用時間 (%)

※ 回答者数に対する割合

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
利用して いない	R 5 (児童生徒)	15.6	3.5	0.8	29.7
	R 3 (保護者)	17.6	5.5	0.8	23.8
	R 2 (児童生徒)	18.6	4.8	0.9	25.7
30分未満	R 5 (児童生徒)	15.2	6.1	2.6	8.6
	R 3 (保護者)	19.3	11.6	2.9	10.1
	R 2 (児童生徒)	20.1	9.6	2.9	13.2
30分以上 ～ 1時間未満	R 5 (児童生徒)	22.6	13.7	10.9	16.1
	R 3 (保護者)	26.0	21.7	10.6	15.7
	R 2 (児童生徒)	23.5	16.1	11.6	16.1
1時間以上 ～ 2時間未満	R 5 (児童生徒)	21.8	27.4	27.1	17.8
	R 3 (保護者)	22.5	30.7	28.8	20.2
	R 2 (児童生徒)	19.9	24.9	28.1	16.4
2時間以上 ～ 3時間未満	R 5 (児童生徒)	11.2	22.8	25.9	12.5
	R 3 (保護者)	8.1	17.2	28.3	14.3
	R 2 (児童生徒)	9.3	21.4	26.6	10.9
3時間以上 ～ 4時間未満	R 5 (児童生徒)	5.4	12.3	15.1	6.1
	R 3 (保護者)	2.4	6.4	15.1	5.7
	R 2 (児童生徒)	3.8	12.1	14.8	5.6
4時間以上 ～ 5時間未満	R 5 (児童生徒)	3.1	5.8	7.2	3.1
	R 3 (保護者)	0.7	2.2	5.9	2.6
	R 2 (児童生徒)	1.6	5.5	6.7	3.3
5時間以上	R 5 (児童生徒)	5.1	8.4	10.4	6.1
	R 3 (保護者)	0.	2.2	6.3	3.0
	R 2 (児童生徒)	1.7	4.5	7.3	4.6

※ □は、同じ学校種の中で、上位を表す。

- 小学校、特別支援学校では1時間前後、中学校、高等学校は2時間前後の利用が半数を占める。また、一日に「5時間以上」利用する児童生徒がどの学校種でも増えている。「時間制限」を家庭または学校のルールとする際に、体への影響を含めた健康面への配慮をするとともに、一日のタイムマネジメントができるよう指導していく必要があることを情報発信する。

(3) インターネット利用上で困った(困っている)ことがある割合 (%)

※ 学校以外利用者数に対する割合

	令和5年	令和3年	令和2年
調査対象	児童生徒	保護者	児童生徒
小学校	11.8	14.8	4.1
中学校	9.1	17.4	6.1
高等学校	9.3	14.1	7.5
特別支援学校	10.3	12.6	6.2

(4) インターネットを利用する中で、経験したことがある事例 (%)

※ 学校以外利用者数に対する割合 (複数回答)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
誰が送ったかわからないメールやチェーンメールなどの迷惑メールが増えた。	R 5 (児・生)	2.1	5.0	4.9	3.3
	R 3 (保護者)	0.5	2.0	2.4	0.6
	R 2 (児・生)	0.9	4.1	5.8	1.5
悪口や、いやなうわさ話を書かれたことがある。	R 5 (児・生)	2.8	2.5	2.2	1.9
	R 3 (保護者)	1.2	2.5	2.5	1.3
	R 2 (児・生)	2.0	4.1	4.4	3.2
SNSサイトやゲームサイト等で知り合った人と会ったことがある。	R 5 (児・生)	1.8	1.7	1.9	0.9
	R 3 (保護者)	0.1	0.3	0.4	0.2
	R 2 (児・生)	0.6	1.5	1.9	0.8
自分の個人情報や写真を勝手に流されたり、悪用されたりした。	R 5 (児・生)	1.0	1.4	1.5	1.0
	R 3 (保護者)	0.2	1.0	1.2	0.3
	R 2 (児・生)	0.5	2.1	2.2	0.7
他人からしつこいメールが送られたり、つきまとわれたりした。	R 5 (児・生)	0.8	1.5	1.5	1.6
	R 3 (保護者)	0.1	0.6	0.9	0.6
	R 2 (児・生)	0.4	2.4	2.5	0.9
アプリ等でのグループから仲間外れにされたり、いやな思いをしたりしたことがある。	R 5 (児・生)	1.1	1.2	1.0	1.7
	R 3 (保護者)	0.4	1.2	0.9	0.5
	R 2 (児・生)	0.5	1.2	1.3	0.6
サイトを利用して、多額の料金を請求されて困った。	R 5 (児・生)	0.6	0.3	0.4	0.6
	R 3 (保護者)	0.5	0.7	0.7	1.0
	R 2 (児・生)	0.4	0.7	0.7	0.4

※ □は、同じ学校種の中で、上位を表す。

- 令和2年度の児童生徒対象の調査と比べると、特に小学校において「SNSサイトやゲームサイト等で知り合った人と会ったことがある。」が増えている。トラブルに遭う前に、すぐに大人に相談するとともに、日頃から相談しやすい関係づくりの構築に努めることや関係機関の相談窓口を周知する必要がある。
- 小学校を除き、「誰が送ったわからないメールやチェーンメールなどの迷惑メールが増えた」という意見が最も多い。
- 情報モラルの指導においては、インターネットの適切な利用について、事例を通して具体的に注意すべきことを学習することや、フィルタリング及び家庭内ルールの設定の啓発等、小学校段階から計画的・体系的に十分取り組み、充実させることが必要である。

(5) インターネットの利用に関して感じていること (%)

※ 学校以外利用者数に対する割合(複数回答)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
インターネットを長時間利用していると感じている。	R 5 (児・生)	34.8	50.1	50.7	32.1
	R 3 (保護者)	15.5	26.5	30.6	16.0
	R 2 (児・生)	12.6	25.2	37.8	14.6
サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できないことがある。	R 5 (児・生)	6.7	12.7	12.3	3.2
	R 3 (保護者)	3.1	13.6	14.6	1.3
	R 2 (児・生)	3.4	11.5	16.8	2.7
インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかったりすることがある。	R 5 (児・生)	9.8	6.1	4.7	15.7
	R 3 (保護者)	9.4	12.1	8.6	11.3
	R 2 (児・生)	6.3	6.9	6.2	7.3
サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。	R 5 (児・生)	5.5	10.5	12.2	7.9
	R 3 (保護者)	2.5	7.8	10.3	2.9
	R 2 (児・生)	4.6	17.0	18.0	4.9
寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機器が手放せない。	R 5 (児・生)	5.4	8.7	9.9	9.2
	R 3 (保護者)	2.5	8.9	14.0	6.1
	R 2 (児・生)	2.7	7.9	11.3	5.1

※ □は、同じ学校種の中で、上位を表す。

- いずれの学校種においても、「インターネットを長時間利用していると感じている」割合が児童生徒、保護者ともに最も多く、また、小学校から高等学校にかけて徐々に増加している。
- 令和2年度児童生徒調査に比べると、高等学校を除き、「勉強に集中できない」という依存傾向にある児童生徒が増えている。
- 長時間利用及び睡眠不足の実態からも、学級活動や保健指導、保健体育の授業等において、長時間利用に伴う視力の低下や睡眠時間の減少、基本的な生活習慣の乱れ等に繋がることなどの問題点を提示し、児童生徒自身に考えさせる場面を設けることが必要である。

また、各家庭で保護者が子供と一緒に具体的なルール作りを行ったり、ルールを破りそうになる場面やルールを守る工夫をあらかじめ考えたりする等、子供たちがインターネットを自律的に利用できるような取組や保護者の見届けも必要である。

II 学校に対する調査

1 スマートフォン(携帯電話を含む)の校内への持込みについて (%)

※ 全回答数に対する割合

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ア 例外なく許可していない	62.8	64.4	0.0	0.0
イ 条件付きで許可する	29.4	30.8	97.1	87.5
ウ 規定なし	7.8	4.8	2.9	12.5

2 条件付きで許可している学校の条件の内容(上記1イを選択した学校のみ) (%)

※ 本項目回答数に対する割合(複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
保護者名で申請書提出	60.3	62.5	82.4	85.7
フィルタリング設定	31.4	15.6	67.6	64.3
機能を限定した機種のみ	15.2	3.1	17.6	57.1

3 インターネット利用に関する指導状況等について (%)

※ 全回答数に対する割合(複数回答)

○ 児童生徒への指導

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
啓発プリントを配布	89.8	96.2	78.6	68.8
教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導	90.9	91.3	44.3	62.5
教職員による講話	83.3	92.3	74.3	50.0
専門機関・警察・企業等による講話	48.9	77.9	72.9	25.0
学校だよりに掲載し配布	59.6	71.2	27.1	12.5
児童会・生徒会による呼びかけ	22.9	50.0	20.0	12.5

※ □は、同じ学校種の中で、上位を表す。

○ 保護者への啓発

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
啓発プリントを配布	92.8	96.2	72.9	81.3
学級学年PTAで啓発	93.9	95.2	50.0	56.3
PTA総会で啓発	63.1	77.9	84.3	12.5
学校だよりに掲載し配布	64.4	69.2	22.9	12.5
専門機関・警察・企業等による講話	46.2	59.6	15.7	0.0
地区PTAで啓発	14.1	24.0	2.9	0.0

※ □は、同じ学校種の中で、上位を表す。

- スマートフォンなどの携帯電話等の持込みについて、高等学校、特別支援学校では条件付きで許可する学校が多い。また、そのための条件として「保護者による申請」が多くあげられているが、持込みの条件として「フィルタリング設定」を条件とするなどして、活用と同時にフィルタリングを設定させる必要がある。
- インターネット利用に関する指導状況については、児童生徒への指導、保護者への啓発共にプリントの配布が上位を占める。配布のみにとどまらず、資料を活用しながら、最新のトラブル事案について情報共有ができる講話などと組み合わせる必要がある。